

令和元年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和元年12月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第54号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第55号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告

○健康児童課所管

・第2期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画（素案）について

日程第3 付託議案審査

議案第56号 宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

日程第4 各課所管事項報告

○社会教育課所管

・蔵書点検結果及び図書館システムの更新について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	6番	原田周一	委員
副委員長	10番	浅田晃弘	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	山本精	委員
	4番	垣内秋弘	委員
	8番	松本健治	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
教育長	奥村博己君
健康福祉部長	久野村觀光君
教育部長	光嶋隆君
企画財政課長	矢野里志君
福祉課課長補佐	市川博己君
介護医療課長	廣島照美君
介護医療課課長補佐	塚本吏君
健康児童課長	立原信子君
保健センター所長	中地智之君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援センター所長	青山晃子君
学校教育課長	岩井直子君
学校教育課課長補佐	細矢和彦君
学校給食共同調理場所長	下岡寛史君
社会教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

今朝方、新聞等を見ていますと、宇治田原のほうでも柿屋の古老柿が本日から中央市場のほうに出荷されるということで、正月気分もだいぶ高まってきた今日このごろです。

私ごとで申し訳ないんですけども、先日から体のことでご迷惑とご心配をいろいろおかけしまして、本当に感謝申し上げます。

ちょっとここで座らせていただきます。

本日は文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまことにありがとうございます。

本委員会は12月4日の開会日に上程され、付託されました議案第54号から議案第56号までの3議案、また、所管事項につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等ありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和元年第4回宇治田原町議会定例会開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

原田委員長、また、浅田副委員長のもと、いろいろとお世話になりますけれども、各委員にもいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

今年ももう、あと19日で令和元年も終わろうとしている、非常に日にちのたつのも早いものでございますけれども、本町におきましても、本年の事務事業につきましては、スピーディーな対応と、また、業務を推進ということで取り組んでまいりまして、大きい事業等々につきましては、議員各位のご指導のもとにいろいろと着々と進めさせていただいているところでございますけれども、あと、消防団のほうからはまた、年末警戒

ということで、12月26日からご苦労いただくというようになってきているところでございます。

令和元年度もあと3カ月余りということでございますので、本年度の事務事業推進にしっかり当たっていききたいと、このようにも思っているところでございます。

そうした中で、今日の朝は比較的ちょっと温度は穏やかでございましたけれども、連日、朝晩特に冷え込みが厳しくなっております。まだまだこれからそういう厳しさが増すというようなことでもありますけれども、委員長の開会でございましたけれども、原田委員長も元気に回復されて、これからまたお見舞い申し上げていきたいと思っておりますけれども、ほかの委員さんにおかれましても、こういう時期でございます。全国的にインフルエンザも非常に流行っているというところで、こういった時期は非常に体調の崩しやすいというような時期でございますので、委員各位におかれましては、お体には十分にご自愛いただきまして、また、引き続きますますご活躍をいただきたいと、こういうふうに思っております。

本日、文教厚生常任委員会ということで、付託議案の審査いただくのが3件ございます。また、各それぞれの担当課のほうから所管事項の報告ということをお願いしたいというふうに思っております。付託議案につきましては、また説明をさせていただきますけれども、ご可決をいただきたいと、このようにも考えております。そういった中でいろいろな案件等々についてもご審査いただきますけれども、どうぞよろしく願い申し上げまして、簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきますと思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第54号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、議案第54号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につき

まして、ご説明申し上げます。

お手元の資料及び議案書でご確認ください。

本改正につきましては、本条例の基準として国において定められております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が内閣府令第7号及び第8号において改正されましたことから、本条例において所要の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、内閣府令第8号において、10月1日より開始されました幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更がなされまして、主食に加え、副食費の提供に要する費用についても教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができると明記されました。

そのほか、用語として、「支給認定」が「教育・保育給付認定」と変更されるなどの法改正に伴う用語の整理を行っております。

また、内閣府令第7号におきましては、特定地域型保育事業の連携施設の確保についての規定について改正されておりますので、本条例についても国の基準に従い、所要の改正を行ったものです。

本条例につきましては、本町が確認すべき全ての特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に適用されますことから、運用基準の内容につきましては、今回の幼児教育・保育の無償化に伴う国の基準の改正に従い、全て改正を行ったところです。

施行期日につきましては、内閣府令において、市町村の条例が制定、施行されるまでの間は、基準布令に定める基準は当該市町村の条例で定める基準とみなすとする、条例整備の猶予に関する経過措置が謳われていますことから、この経過措置を適用させていただき、公布の日から施行することとしたいと考えております。

説明については以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございますか。山内委員。

○委員（山内実貴子） おはようございます。

それでは、以前に広域入所ということで、宇治田原町以外の保育所等に行かれる方の保育料を町が結構高額に負担をするということがありました。そのことが今回のこの幼児教育・保育無償化と、あと、またこういう条例によって解消はされたのでしょうか。

○委員長（原田周一） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 広域入所の本町が負担すべき給付費につきましては、今回無償化となりましたのが保護者負担の分の無償化ですので、保護者負担が施設型給付費

の算定の際には、従前では保護者負担分を引いた残りの負担分が国、府、市町村で案分された部分を、保護者負担が引かれないということになったという部分で、その保護者負担分の施設型給付費の増加ということはございます。解消ということはあくまで保護者さんにとっての無償化ですので、これまでどおり施設型給付費の負担割合につきましては国、府、町で、町の分が4分の1の負担ということには変わりはありません。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） わかりました。

また、そのことに関しては、いろいろとご検討いただいていたたり、お話をさせていただいていると思いますので、引き続きまたいろいろとご検討をいただけたらと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑はございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 9月の予算特別委員会の際にありました質疑ですけれども、宇治田原町から他市町のほうに通園されている園児の給食費の補助については、あのときにも相手方のところに合わせるというような形やったんですけれども、また今後、宇治田原町に入ってこられる園児の方については、宇治田原町は面倒見ていくような答弁やったと思うんですけれども、それはそれでよろしいのでしょうか。そういうことで変わっていないのでしょうか。

○委員長（原田周一） 健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 町立保育所に関しましては、町立保育所に通っているお子さんの給食費は従前どおり無償にしていきたいと思っておりますので、町立保育所に今現在、町外から通われるという想定は今のところございませんので、あくまで町内のお子さんが対象になります。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） もし今後、あったときには考えるということでしたよね、そのとき。

（「幼稚園の中で」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 教育、教育ね。

いや、ここは保育のほうのあれから。

ちょっと、暫時休憩します。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時12分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。山本委員。

○委員（山本 精） ここでは保育所関係だけだということ、わかりますけれども、もし、その辺の幼稚園のこともわかれば、わかっている範囲でお答えいただけたらと思うんですけれども。

○委員長（原田周一） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 本条例につきましては、町立保育所以外でも、認定こども園と新制度に移行した幼稚園も対象となってきます。また、本町のお子さんが通う全ての施設についての確認基準になりますので、そちらで例えば、認定こども園に該当するようなどころに行かれたお子さんに対しての施設についてもこの基準が適用されるということになりますので、ですので、あえて副食費も徴収することができるとした国の基準に合わせて改定しております。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。

それはそれでいいんですけれども、町外に行っておられる保育園児の方についてはそちらのほうで、宇治田原町で補填するということは、補助することはないということではないんですね、そこは。

○委員長（原田周一） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 今現在進めました副食費の無償化を引き続き行っておりますのは、あくまで町立の保育所に通われているお子さんを一旦対象としております。今、広域で自らの選択で外に出られているお子さんに対しての補助ということは、現在では考えていないところです。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） そういうことなんですね、やっぱり。うちの町内の方の、敢えて外に出ていかれるにしても、選ばれるにしてもね、そういう形でやられるとなるとちょっと、やっぱり町内の方にはそういう形で補助はないし、町内来はる人については補助は出るというような形になると、今後はやっぱりその整合性をどっちに持っていかけていただくようなことも必要ではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

○委員長（原田周一） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 今現在、町立保育所にも入っていただける状況ではありますが、ご事情により広域を選択されていますので、現在では今、町内にある施設ということで町立保育所または幼稚園のほうもそれを進めておられますが、という考えのもとにやっておりますので、今後、広く広域化が全域で進んでいく中ではまた考えていくべ

きかなとは思っております。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。

そういう方向でよろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第54号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第54号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 続きまして、議案第55号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

資料及び議案書をご覧ください。

本改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に基づき、関係規定の整備を図る必要があるため、本条例において所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、本文中引用しておりました用語の「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に変更されたことに伴う用語の整理でございます。

施行期日は、公布の日から施行することとしたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第55号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第55号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

健康児童課所管の第2期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、健康児童課所管事項報告、第2期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画（素案）についてご説明申し上げます。

お手元に配付しております資料または計画素案のほうをご覧ください。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子どもが健やかに成長し、住民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、行政、地域が一体となって取り組むための指針となるものです。

平成27年4月からの5年間を計画期間といたしておりました現行計画が令和2年3月末で終了することから、第2期計画として令和2年から6年までの5年間を計画期間とした次期計画を策定するものであり、また、次世代育成支援対策についての基本指針を定めました次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、本町が平成22年に策定しております宇治田原町次世代育成支援向上計画の理念等を継承する計画として策定

しております。

計画は3部構成となっております、1部では、計画の今、申し上げたような計画の策定の背景や、また、位置付け、あわせて本町の子ども・子育ての現状、課題及び昨年度に実施しましたニーズ調査の主な結果を5ページ以降に記載しております。

31ページからの第2部におきましては、本町の子ども・子育て支援の基本的な考え方を述べておりまして、第1期計画同様「子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子」を基本理念といたしまして、未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、みんなで支え、ともに成長できるまちづくりを目指します。

また、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず未来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策などの、全ての子どもを社会全体で支援していくという視点を新たに加えております。

そのほか、国際化の進展に伴いまして、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもさんや、また、ご両親が外国人、国際結婚の子どもさんなどがおられる中で、円滑に教育・保育施設が利用できるよう支援していくことができるように、国の指針に則した新たな取り組みを明確化しております。

また、47ページからは第3部としまして、子ども・子育て支援事業計画部分となっておりますが、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について述べております。確保の内容に当たりましては、前期5年間の実績をもとにニーズ調査の結果も反映させていただき、今後の5年間の事業計画としているところです。

この本素案につきましては、このA4の資料、また、A3で資料も付けておりますとおり、パブリックコメントの実施を予定しております。委員会終了後の令和元年12月16日から令和2年1月20日月曜日までを期間としまして、公表資料といたしまして、この第2期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画（素案）と、ニーズ調査を実施しました際の宇治田原町子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書を公表資料といたします。町ホームページ上に掲載するほか、役場、総合文化センター、保健センター、地域子育て支援センター、保育所、老人福祉センター「やすらぎ荘」の計6カ所に配架する予定としております。

また、支援センターでの事業の中で周知を図るなど、たくさんのお子さんのいる世帯、また、全ての皆さんに見ていただけるような工夫をしていきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、1月のパブリックコメントが終了後の2月中

旬に第4回子ども・子育て会議を開催いたしまして、パブリックコメントの結果等を反映させた最終計画案を取りまとめ、また、提言の取りまとめを行った上で、会長から町長への提言書の提出をしていきたいと考えております。3月には最終の計画策定といたしたいと思っております。

説明につきましては、以上です。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 全文を目を通して読んだわけじゃないのでちょっと細かいことはわかりませんが、このスタートのスローガン、「子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子」というところ。その「まちの未来」という文言でいいのかどうかということで、ここは、未来を支える、例えば「子どもはまちの宝」ということで、その後「みんなで育む うじたわらっ子」というような文言にしたほうが何かすんなりいくのかなという感じはするんですけども。これからいろいろと検討されると思いますけれども、参考にしていただければと思います。どうですか。

○委員長（原田周一） 健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） ここが一番、計画の根幹になるスローガンですので、前期計画のときに最初に検討する中で、子ども・子育て会議、そのときは、議会のほうからも出ていただいていた経過がございますが、その中でかなりの時間をかけて練っていただいたスローガンです。その他、また、そのスローガンに対しましてはその当時のパブリックコメントでも意見をいただきまして、一部「うじたわらっ子」というふうに宇治田原全域の子どもというようなことがわかるような表現に変えたような経過もございます。その中で、そのスローガンを今回もまた継承していこうということにしております。

ただ、もし、いろんなご意見ありまして、また、一般の方からも、それに対してもパブリックコメントも出てこようかと思っておりますので、そういったものも含め、次の第4回の子ども・子育て会議で諮っていきたいと思っております。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 大筋これでいいと思えますけれども、「子どもはまちの未来」と言うたら、何か非常にぼやけて、未来は子どもだけかという感じを、印象を受けるので、私の意見もう一回言いますけれども、未来を支える「子どもはまちの宝」、そして「みんなで育む うじたわらっ子」と、何かそういうふうな照準を、的を絞った形でそこ

へ、子どもに当たるような文言にしたほうがスムーズにいくのかなと思いましたので、私の主観で申し訳ございませんが、ちょっと参考にしていただければと。

○委員長（原田周一） 参考までによろしくお願いいたします。

ほかに何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告を終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 現在の保育所の0歳児の入所の状況というのは、どうなっていますでしょうか。

○委員長（原田周一） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 0歳児につきましては、途中入所もかなりの受け入れを引き続き行っておりましたので、12月で一応、15名の定員まで達しているところです。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 一応、定員の15名に達したということなのですが、今、説明してもらった資料で見ますと、大体毎年の0歳児ベース、今、4月1日時点のベースわかりますけれども、最終的に1歳児になっているところで見たら、これ20人以上、次年度ね、1歳児がそんな入所されていることになっているんです。だから、実際問題としては0歳児でも20人以上あるというふうに判断できると思うんですけども、やっぱり少し定員を、定数を増やすというか、最終的にどうなるかわかりませんが、そういうふうな計画というのではないのでしょうか。

○委員長（原田周一） 健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 今現在、認可を受けている保育所の定員としては、総定員200名です。スタート時点で、今年度はちょっとスタートから多かったですけれども、例年はスタート時点では200名に達していない状態でスタートいたしますが、どうしても年度途中の入所の希望、転入、転出、転入もありますし、出生もありますので、そちらのほうで年度途中で増えていく状況です。

0歳児につきましても、年度内に20名とかいうことにはいくわけではなく、1歳に入ったときに1歳から入所されるという経過で1歳の人数が20名を超えているというこ

とにはなりません。

常時、常態化した状態でスタート時点で定員を20%以上超えてくるようなことであれば、定員を見直していくということが必要になりますので、そちらについてはそういう状況になれば考えていく必要はありますが、実際、定員200名に対しまして、お部屋からの受け入れられる人数はもう少しございますので、そこまでは途中入所も受けている経過がございます。全体的にその状態が常態化してくるようであれば、定員の見直しということは当然必要ではありますが、今現在、受け入れ可能な人数までは受けている状況ですので、そちらで年度途中での入所には対応していければと考えております。

また、0歳児に対しましては、一時保育のフリースペースなども活用ができるようなお部屋の体制はとっておりますので、そちらを活用できるように、あとは人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。

ただ、0歳児で、定員以降で一時保育という形でもお預けされるとなると、もしその方が3人目のお子さんだとしたら、入所できたら無料ですよ。ただ、一時保育になると、有償になるということで、その辺の問題がやっぱり出てくるかなと思うんですけども、その辺のことはどないに考えておられますでしょうか。

○委員長（原田周一） 健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） そういうことも解消できるようにフリースペースのお部屋を一時保育の整備のときに作っていただいている経過がございますので、何とか保育士が確保できれば、そちらのほうでさらに定員というか、もともとの15名以上を受けていきたいなどは考えておりますが、なかなか保育士の確保が難しい中でやむを得ず一時保育を使う状況になるやもしれませんが、今現在のところでは、そういった方に今回の国の制度の中でも施設等利用給付費というのが支給されることもありますので、ただ、そこに関しましては非課税世帯のみになりますので、今後の受け入れの状況も踏まえまして、そういった形の施設等利用給付も活用しながら進めてまいりたいと思いますが、まずはフリースペースも使う必要が出てきたときのために、人材確保に努めたいと思っております。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 要するに、保育士が足りないということが一つの、定員を増やせないという問題もあると思うんですけども、今後やっぱり、しっかりその辺を考えてい

ただいて、できる限り、宇治田原町の全ての新しい園児が入所できるようにしていただいていただきたいというふうに希望をしておいて終わります。

○委員長（原田周一） 回答よろしいですね。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから何かございませんでしょうか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時35分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

その前に、今日は副町長のこの委員会出席を、要請ありましてそれを許可しておりますのでお知らせしておきます。ご報告します。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

日程第3、付託議案審査について、議案第56号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから議案第56号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつきまして、お手元の条例の概要、また、追加資料により説明をさせていただきたいと思っております。

まず、A4、1枚ものの条例の概要をご覧いただきたいと思っております。

まず、1番、趣旨につきましては、条例の規定中、高齢者の年齢を60歳から65歳へ引き上げること、また、減免割合を3割から5割へ変更するものでございます。後ほど詳しい説明をさせていただきます。

2、改正条例といたしましては、①宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例、②宇治田原町高齢者のスポーツ活動を推進する条例、③宇治田原町まるやま交流館設置及び管理に関する条例の3条例でございます。

3、改正内容につきましては、3つの条例につきまして、高齢者の医療の確保に関する

る法律及び世界保健機関（WHO）の定義に準拠しまして、高齢者の年齢を60歳以上から65歳以上に引き上げるものでございます。また、高齢者のスポーツ活動を推進する条例以外に規定されております利用料の減免割合を3割から5割へ拡充するものでございます。

4番、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

今回、議会でご審議いただく内容は以上でございますが、その下、5番、その他にもございますように、関連します規則、また、内規、条例の改正に至った経緯等がございますので、含めてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、A4両面刷りの追加資料のほう、ご覧いただきたいと思います。

高齢者の学びの場の提供、また、健康増進を促進するため、現在まで町内在住の65歳以上の方に学び応援パスポートを発行し、パスポートの提示により施設利用の10割減免や総合文化センター主催事業のチケットの5割減免を行ってきたところでございます。

一方で、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例において「障がい者及び高齢者（60歳以上）の福祉の増進を図るもの」につきましては、総合文化センターの施設利用料が3割減免となっており、また、宇治田原町都市公園条例施行規則におきましては「障がい者及び高齢者（60歳以上）の福祉の増進を図るもの」は、体育施設使用料が10割減免と規定されております。

このように、65歳以上の高齢者の場合、高齢者学び応援パスポート事業と、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例、また、宇治田原町都市公園条例施行規則の2つの基準が混在している状況でございます。

したがって、使用料、入場料の減免適用を受ける高齢者の年齢を65歳以上といたしまして、障がい者の福祉の増進を図るものも含め、使用料、入場料を5割減免に統一したいというふうに考えておるところでございます。

なお、改正に至りましたもう一つの要因といたしまして、高齢者学び応援パスポート事業は多くの方にご好評をいただく一方で弊害も看過できないといたしまして、総合文化センター運営委員会や社会体育施設運営委員会から、総合文化センター施設や体育施設の無料利用は見直すべきとの意見をいただいたところでございます。

追加資料の裏面のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、総合文化センター運営委員会での主な意見といたしましては、総合文化センターの施設利用は文化協会加盟団体は半額となっているが、パスポート利用者が無料にな

れば文化協会に加盟する大きなメリットが失われる。また、文化協会に加盟せずに別の高齢者のグループをつくることも想定される。文化協会としては、加盟団体が減少する中、こういった動きに危機感を感じているといった意見が。また、社会体育施設運営委員会での主な意見といたしましては、トレーニングセンターについて、パスポート利用者が3分の1と増加してきていると。そのため、利用料を払っている一般の方が使えなかつたり、長い時間待たされるケースも出てきている。中には、一般の利用の方が窓口で確認してから、パスポート利用の方が使っていない時間に利用されるというケースもあるというふうに聞いております。あと、グラウンドゴルフで、65歳以上の団体がグラウンドの予約だけして、キャンセル料が伴わないことから使われないことがあると。利用したくてもグラウンドがとれない場合も出てきている。無料がゆえの弊害となっているのではないかとといった意見。

また、高齢者からの意見といたしましては、高齢者学び応援パスポートを発行してもらうため、2回も文化センターに出向かなければならないと、手間なので簡略化できないかという意見がそれぞれ出てきたところでございます。

表のほうに戻っていただきたいと思えます。

そういったことから、追加資料でございます関連する条例等の改正を行いますとともに、うじたわら高齢者学び応援パスポート事業を廃止し、新たにうじたわら高齢者学び応援事業として、町内に在住する65歳以上の高齢者を対象に、文化センター主催事業の入場料の半額利用のみを継続することとしたいと考えております。

続きまして、追加資料の表のほうがあると思うんですけども、それでご説明をさせていただきます。

追加資料の①宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例と③の宇治田原町まるやま交流館設置及び管理に関する条例につきましては、先に説明しました理由によりまして、高齢者の年齢を60歳以上と規定したものを65歳以上に引き上げるとともに、使用料減免基準のうち、「障がい者の福祉の増進を図るもの」と「高齢者（65歳以上）の福祉の増進を図るもの」の減免割合を3割から5割に変更するものでございます。

それから、②宇治田原町高齢者のスポーツ活動を推進する条例は、高齢者のスポーツ活動を支援するため、10人以上のグループに対し、下記の使用時間、すなわち都市公園条例施行規則に規定する供用時間以外の時間に限り、対象施設で使用する場合に無料とするものでございますが、同様の理由で年齢を60歳以上と規定していたものを

65歳に引き上げるものでございます。

また、今回の条例改正に関連します宇治田原町都市公園条例施行規則は、高齢者の年齢を60歳以上と規定したものを65歳以上に引き上げるとともに、使用料減免基準のうち、「障がい者の福祉の増進を図るもの」と「高齢者（65歳以上）の福祉の増進を図るもの」の減免割合を10割から5割に変更するものでございます。

また、高齢者学び応援パスポート事業につきましては、条例規則と錯綜する部分が多々ありますので廃止をし、総合文化センター主催事業の入場料の5割減免のみを適用する高齢者学び応援事業を新たに制定いたしたく考えております。

なお、本事業では利用者の利便性を考慮し、総合文化センター主催事業の入場券販売に、町内在住65歳以上とわかる身分証明書としてマイナンバーカードを含め、運転免許証、パスポートなど顔写真つきの証明書等を提示いただければ適用することとし、学び応援パスポートのような事前申請をなくし、利用者の負担軽減、また、簡略化を目指していきたいと思っております。

施行の日につきましては、条例や規則とともに、宇治田原高齢者学び応援事業につきましては、令和2年、来年の4月1日を予定しております。

今回の一連の改正では、パスポート事業と条例規則の2つの基準の混在の解消を図りますとともに、各種運営委員会からいただいた意見を尊重しまして、無償利用されることのデメリットを解消するため、福祉の増進を図るための減免規定につきまして減免割合を5割に統一して、住民誰もが生涯学習、生涯スポーツの振興を享受できるような改正をしようとするものでございます。

最後に、今回の条例の改正を提案させていただく中で、今議会までに関連規則等も含め、十分な説明なしに、また、常任委員会でご協議いただくという手順を踏まず提案をさせていただいたことに対しまして、深くお詫びをいたします。まことに申し訳ございませんでした。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（原田周一） ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。松本委員。

○委員（松本健治） 今、議案第56号の説明をお聞きして、課長からそういう取り組みの経緯等についての、課長からお聞きしたわけなんですけれども、教育長ね、この件で一番最初にお聞きしたのが、この議会の始まる直前、お聞きしたんですけれども、それ以降ある程度の期間たっているわけなんですけれども、他の取り組みの中で、教育委員会の

場合よく、親切丁寧に説明すると、こういうことをおっしゃってましたね。そうですね。でありながら、こういう条例改正で、ふだん、以外の改正も先ほどの会議でございましたので、そこまでの細かい時間的なことも含めて言うと、ないやつも確かに条例改正の場合、あります。しかし、今回の場合はそれ、どのように判断されて、今、課長からおっしゃいましたけれども、こんなこと最初に教育長が言わんなん話やと私は思う。その辺どうですか。

○委員長（原田周一） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） この件につきましては、私の考えといたしましては、過去の経過はいろいろあると思います、この10割減免になった。そもそもその10割減免が、無料ということですが、受益者負担という点からは、私は疑問を持っていたところですが、今回説明させていただいたとおり、各方面からそういった疑問の声とか見直しはできないかというようなお声もいただく中で、提案はさせていただいたんです。

ただ、先ほど課長から言いましたように、今までにそういう説明する機会があったんじゃないかということはもう、私どもも反省をいたしております。もう少し時間をかけた中で説明をして、そして、今回の議会で提案させていただくというのが本来の筋やったと思うんですけれども、その辺はまことに申し訳なく思っておりますので、そういうことも含めた中で協議いただけたらいいかなというふうに思っております。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） いやいや。そういうこと含めて協議してくださいって。私が言うたのは、親切丁寧にということを前の小中の関係でも随分出ていたじゃないですか。これからもそういう方針でいきます言うて、説明してきたやん。だから、教育長も途中からそら変わられたか知らんけれども、しかし、そういうスタンスのもとに進めてきていて、今、言わはった内容がその、どう関連しますの。やっぱりちょっとおかしいんじゃない、それは。少なくとも私が言うているのは、清水課長が言わはる前にまずもって言うのやったらわかる。それ、ちょっと私の感覚では合わないやけれども。まあ、いいですわ。教育長のスタンスがそうならわかりました。ただし、あまりそれはよくないというふうに思っています。

次にこの今、話、各運営委員会でのお話がという背景になっている部分もございませう。この辺について、いつこういう話が出て、こういう形、成案、今の段階は成案ですが、それまでどういう経過、これ、おっしゃったように、4月かもっと前から出ていたんですか、これ。今年度の。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 平成30年度の、今年の1月17日に総合文化センター運営委員会、また、社会体育施設運営委員会、たまたまということではございますけれども同じ日に開催されておりまして、それぞれの委員会からそういった意見が出たところでございます。31年1月17日でございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 今、おっしゃった中では、こういう期間からするともう、およそ1年近くもたっているわけですね。そういう中で進めてきたわけですが、こういう議論されているならされているで、少なくともやはり、我々こういう常任委員会の所管の部分の内容については当然、議論をする場があったはずですよ。その辺が言うておられることとどういうふう理解したらええのか非常に難しい。

だから私も、このテーマが出てから教育委員会に何回も足運んでいます。他の委員も行ったたりしています。少なくともこういう中で聞いているのは、ここで聞いているだけの話です。だからやっぱり、その言うていることとやっていることが違うんじゃないかということをお願いなんです。どうです、今度は。教育長。

○委員長（原田周一） 教育長。

○教育長（奥村博巳） 確かに今、言いましたように、30年度のときに話が出て、実際に変更していこうというふうな話が出てきたのは多分、4月、5月以降、その辺で具体的な話が出て、内部で話を進めていったと。そういう中で当然、教育委員会だけで済むものでございませぬので、当然、町長部局との協議も必要であるというような中でその辺の時間はたっていたと思うんですけども。

それにしても、例えば9月、6月ですか、その辺で何らかのお話はできていたかと思いますが、その辺ができていなかったというのは、先ほど来から言っていますように謝るしかないということで、お詫びを申し上げているところでございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） いろんな報道でお詫びをされている場面が出るんですけども、ちょっと教育長の雰囲気とだいぶ違う感じがするんです。

やはり、ここでちょっと、先に申し上げておきますけれども、私は運営委員会のご意見を軽視する、決してそういうものじゃないと思っています。それは前提で話ししている。しかし一方で、我々は議会であるわけですね。だから、この議会は議会としてのいろんな議論もやっておかないと、住民の皆さんとまた今後接触する中において、非常

に困る。こういう状況で。よく出ますけれども、議会軽視という言葉も出ますけれども、そういうような感じを受け取られても仕方ない。このように思うんですけれども、どうですか。

○委員長（原田周一） 教育長。

○教育長（奥村博巳） 議会軽視ということをおっしゃるといって、ある程度そういうところもあるかもしれませんが。いや、時期的なもので、どこの時点で連絡できるかというのがありますので、うちのほうも。ただ、うちのほうで思っただけでまだまだ議会には言えませんし、ある程度町との協議の中で方向性を出してからしか議会には多分出せないと思うんです。それが先ほど言いましたように、6月やったのか9月やったのかのがありますけれども、その時点でははっきりした内容が出せなかったというのは、うちのほうの不手際やったというふうに思っております。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 議会でやっているのは今も、意見交換とかもあるわけです。だから公式非公式含めていろんな機会あるわけです。だから、そんなことを含めて今回はここに至るまで一切なかったわけです。それを問題視して言うているのにあなたの感覚はやっぱりちょっと違うね。と思うよ。そういうふうに思うんです。だから、その辺やっぱりちょっと、その辺のことから始めると、この内容的にもええ悪いは確かにありますからね。だから、これはやっていきたいなと思うんですけれども、ちょっとあまりにも感覚的なずれが大き過ぎる。その辺は私一人ではないんじゃないかなと思うんですけれども。

ちょっと、ほかの話移るまで、以外の人、もしあったら言うてもろうても結構ですけども。私はあなたの開き直ったような言い方というのはちょっと考えられない。ほんで、31年1月ということは、あなたもう就任しているんでしょう。

他の議論はまたやりたいと思いますが、いずれにしてもこういう基本的な問題ですから、先、そこから僕は入りました。

あと、条例の部分と、それから規則の部分、別に条例についての改正の提起を上程をされていますので、そちらの議論からすると規則の部分まではないのかもしれませんが、基本的にはやはりこれは条例があり規則ということで関連しているわけですから、そういう点からいうと、ちょっとそのまま、はい、わかりましたと言えない内容も中に含まれています。ですから、そういう点についてもう少し基本的な段階で議論をしておきたかったなど、今、そのように思っています。だから、私はちょっと、この上程

された経過からして、今の教育長のスタンスからして、全く容認できないというふうに私は思います。

また、他のことは後ほど言いたいと思います。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 基本的なスタンスの部分で今、松本委員からあったわけですが、今、教育長からありました、庁内で十分話し合っているというお話がございました。これ、各部署間の調整、その辺も含めて、そこで論議された内容、披露できる話であれば、どんな内容が出たのか、意見が出たのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（原田周一） 教育長。

○教育長（奥村博巳） 当然、福祉の関係、また、高齢者福祉もそうですし、障がい者福祉もそうです。その辺で、条例じゃないんですけれども、中身で10割が5割になったというふうなところについては、やはり慎重にやらないかんというような意見を聞いております。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 慎重にやらないかんというのは当然の話なんですけど、そこで要するに全庁、福祉も含めて論議された結果、最終、教育委員会の中で判断されて、じゃ、それでゴーかけようというふうに一応これ、この内容でスタートしたんですか。

○委員長（原田周一） 教育長。

○教育長（奥村博巳） そのように決裁を回しまして、上げていこうということで決めました。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 先ほども話出ていますように、我々としては初めて聞く内容ですので、非常に唐突であったということで、事前の、例えば常任委員会とか閉会中のいろんな委員会の中でやはり情報なり、こういうような話が出ているけれどもまた改めて提案させていただくと、今の段階ではここまでしかしゃべれないけれども改めてまた条例改正をすとかそんな、その情報として一報いただければ、我々としての意見がその場に出せたという部分がございます。

ところが、今になってこれ、意見出せ言うたかて、この条例に対して、中身に対してはまたまた言いたいことたくさんありますけれども、基本的なスタンスの部分で、じゃ、これでいってくれ言うたかてなかなか受け付けられないというのが我々の今の気持ちです。具体的な内容、また言いますけれども、よろしいですか。引き続けて。

○委員長（原田周一） どうぞ。

○委員（垣内秋弘） その運営委員会の意見として、これをほとんど踏襲しながら改正につなげたという先ほどのお話もございました。これは運営委員会としてはいろんな意見も出るでしょうし、そして、その場で経験言うたらおかしいですけども、例えばグラウンド1つにしても、キャンセルがどうのこうのいう云々出ていますけれども、やはり実際、運営委員の方々が、どれだけ申請してどれだけキャンセルをしたとかあるいはまた関わったとかそういうようなことを体験した人が運営委員の中に入っているかどうかというのは1つの疑問ですわ。ですから、恐らく経験もされていないと。

例えばの話で恐縮ですが、私も地域のグラウンドゴルフの役員十何年やっています、事務局も7、8年やりました。その中で、グラウンドの申請、申し込みですね、こういったものもずっと私やっていました。そこで当然、細かい話になりますが、キャンセルというのはちょっとニュアンスが違いますけれども、例えば、ある一定の日日にグラウンドを押さえたとしても、予備日というのは必ず押さえない気持ちはあるんです。ただ、一発勝負というときもありますけれども、我々の感覚でいきますと、2日予備日をとっておいて1日使ったらその予備日はキャンセルすると、当然発生するわけです。これが普通のパターンだと思うんです。それをキャンセルと取るかどうかという部分もあるんですけれども。キャンセルはキャンセル。

要は優先順位からいきますと、グラウンドの使用の規定というのがあるんかどうかわかりませんが、やっぱり町の行事、例えば消防の関係とかあるいはまた町の関係とか、そして、町のいろんな施設の団体、例えば商工会採用するとか大きな行事をやるとかこういうようなときは必ずやっぱり最優先ですね。それから、各文体行事あるいはまた各地域の体振の行事、こういったものも優先されますし、例えば小学生が今、利用しています野球とかあるいはまたサッカーですね、少年サッカー、こういったものも優先して。私も地域のグラウンドゴルフやっていたけれども、そういった中で申請したかて、要するにいろんな条件が重なった中で最終的に空き家をとるとというのが基本的なスタンスです。それを一時期、抽選というのもありましたですわ。

せやけれども、それも今はほとんど抽選なくなっていますし、3カ月を経過して申請するというのもまだ生きていると思うんですけども。要はやはり、できるだけ空き家をとって、そしてみんなに重ならないようにするというのは基本なんですけれども、そこをキャンセルとかあるいはまた競合する場合は、やはり抽選をするとか厳正に組みかえてもらうとかいうふうにと、この運営委員のおっしゃっているのはちょっと何か

ニュアンスが外れているのかなという気持ちもしますので、そこら慎重に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、そこら辺は何か考え方ございますか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ただいまのキャンセルという問題でございますけれども、グラウンドゴルフを例に挙げますと、おっしゃったように、その本大会とその予備日を同時にリザーブされると。本大会が終われば、あともう、大会の予備日だったので使わないよということを返していただければいいんですけれども、練習に使われるかわからないのでそのままになっていると。常に監視しているわけではないですが、現場を見ているとお見えになっていないことが多々あったというのは報告として聞いております。

そういう意味なので、ですので、キャンセルがないので使われているものと我々は思っているんですが、実質的なお使いになっていない状態が見受けられるというのが、運営委員会の中でも報告はさせていただいております。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） そのキャンセルの頻度、それから回数、この1年間どれぐらいありましたか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 実はそのキャンセルがないんです。と言いますのは、利用料をお支払いになっていると返還を求められますのでキャンセルということをおっしゃるんですが、利用料をお支払いにならないのでキャンセルというアクションがないんです。それで、使っていないのに押さえられているんじゃないかという意見があったので、今回の議論の中の1つに挙げさせていただいています。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） キャンセルがないって、実際は使われていないわけでしょう。で、キャンセルはしないということで、使える権利は持っているということですか。

○委員長（原田周一） 教育部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） どっちにしても、この話については老人、高齢者にとってはちょっとやはり健康長寿、健康増進という考えからいくと、何か逆行しているような感じもしますので、そこら辺はやはり、我々は理解できたとしてもなかなか住民に理解を促すというのは厳しいのかなという感じはいたします。ですから、我々も理解しにくいところ

たくさんございますけれども、その辺も含めてやはりこのキャンセル、この部分についてはキャンセル料が伴わないから、使わないからとかというんじゃないし、そこら辺は例えば、もう少しきちっとした明言をしていったほうがいいのかなというふうに思います。

それから、パスポートの問題。これ、何かここにも書いていますように、高齢者が学び応援パスポートを発行していくために2回も文化センターに出向かなければならないという、これはどういうことかそれ、ようわからんねんけれども、1回パスポート発行したらずっといけるわけでしょう。これ、意味はどういう意味ですか。

○委員長（原田周一） 教育部長。

○教育部長（光嶋 隆） パスポート自体は1回発行させていただくと当該申請者の方に渡りますので来ていただく必要性はないんですが、ただ、私がパスポート欲しいということで申し出があった場合には、ご本人さんが一旦文化センターへ来ていただいて手続きをしていただきます。そこで顔写真入り、写真を貼り付けますので、そういった事務作業があるのですぐにお返しすることができないので、数日たってから受領に来てくださいと。初回だけです。それが、申し込み来られた方の中には、何できょう日の時代にそんなんすぐくれへんねんというお声は多々いただくんですが、どうしてもやっぱり写真貼り付けというのが一つの条件になるので、アナログで申し訳ないんですがそういう処理をする関係で2回来ていただく。通常、その他の場合は2回来ていただく必要はございません。ちょっと説明不足で申し訳ございません。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それはどうしても、パスポートをもらうために2回というのは、2回行ったさかい言うてそんな負担になるものでもないと思うんですけれども。だから、その運営委員さんの感覚とまた違うのかわかりませんが、それはそれで本人が負担かかっているということであれば、いいわけですが、そこら辺も書かれているということでちょっと気になりました。

パスポートを廃止するということで、パスポート本来の目的と、今現在、パスポート何人ぐらい発行されているのか、ちょっと聞きたいんですけれども。導入されたときの目的というか趣旨ですね。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） パスポート事業につきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、高齢者の方の健康増進でありますとか社会参加といったものを促進す

るため、パスポート事業を企画しまして、それに基づいて要綱をつくって事業を展開してきたところでございます。

件数なんですけれども、申し訳ないんですけれども、ちょっと今、正確な数字を持っておりませんが、結構浸透してきまして、1,000近い数字になっているというふうに理解しているところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それはわかりました。それで、60歳から65歳に引き上げるということでもありますけれども、これ、一般的な話なのか、この部分だけなのか。例えば、一般的な話であれば、老人会そのものは今、60からですね。老人会とかああいった組織そのものもやはり65に引き上げるのか。その辺は別に関係ないの。

○委員長（原田周一） 教育部長。

○教育部長（光嶋 隆） 老人クラブについては福祉のほうの所管でございますので、老人クラブ自体の年齢引き上げということについては、我々はそのことに関しての議論はいたしておりません。申し訳ございません。

○委員長（原田周一） ちょっと、今の件に関して私から一言いいですか。

先ほど、教育長が他部門との調整ということをおっしゃいました。今の垣内委員のあれで、当然、その老人会とか福祉、この辺のその調整は年齢的なものですね。その60歳とか65とかいう部分は今回、その辺の調整というのはされているんですか。何か先ほど、調整したという答弁でしたけれども、そのあたりどうでしょう。教育長。

○教育長（奥村博巳） 年齢というのは、例えば地域の老人クラブであったり、年齢ってあまり、これというの決まっていなないかと思うんですよ。

（「60決まっている」と呼ぶ者あり）

○教育長（奥村博巳） 決まっているんですか。

です、その辺は年齢が何歳からという調整は、今回は別にしておりません。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ほかにご質問。山本委員。

○委員（山本 精） 今、お2人の委員の方からの話も聞いていましたけれども、やっぱりこの間のこの条例を出すに当たっての問題というのは、やっぱりいろいろと同じ意見なんですけれども、そういう点ではやっぱり時期不相応かなというふうに思いますし、なおかつ今、言われた年齢の問題ですね。これ、大体その改正内容、理由についてこれ出ているのが、やっぱりこの高齢者の医療の確保に関する法律、これに基づくというか

定義に準拠するというふうに書いていますよね。これ、出ているのが37年前ですよ。65歳にするというのが出ているのが。で、それを今まで放っという、何で今、やらなあかんですか。その辺の問題というのもどのように考えられているのかなと思うんですけれども。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 高齢者の年齢といいますのは、法律によって必ずしも65歳ということではないというのは私のほうも把握しておるところでございます。先ほど山本委員おっしゃられた高齢者の医療の確保に関する法律につきましては、昭和57年に制定されている法律でございます。あと、世界保健機関（WHO）につきましても65歳以上と。

パスポート事業、かなり町内でも浸透してきている事業につきまして65歳ということでその辺の、60歳なのか65歳なのか、あるいは70歳なのかという議論はあろうかと思えますけれども、それを全て統一させていただくことが一番わかりやすいといたしますか、皆さんに、住民さんにとってわかりやすいのではないかとすることもございまして、それに先ほど言いました法律なりWHOの定義に準拠したというところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりやすいというのはそちら側の話ですよ。別に住民としてそんな、わかりにくいとかわかりやすいという問題ではないですよ、言うたら。そやったら、それなりの何らかの考えでもって話をしていくとかいうことが必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご利用いただく際に減免があるやなしやということに関して言うところらサイドの行政の話じゃないかというご指摘ございましたが、やはりご利用なさる方でも65になったら。例えば、パスポート1つとりましても65を心待ちにしているという方もありますので、関係ないんじゃないかと言われると、私はちょっと違いますよと敢えて申し上げたいと思っています。

行政側も整理もしたい話も当然ございますし、実際に60歳なのか65歳なのかという明確な基準というのは住民の方にとってもご理解いただきやすいものではないかというふうに考えるところでございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） そういうふうに言われますけれども、実際問題、いきなりこんな形で出されてきたというのは問題あるかなと思います。

なおかつ、先ほどもその総合文化センターの運営委員会でここで出ているのが、文化協会加盟団体が半額になっていると。しかし、パスポートを利用すれば無料になるというふうな話ありますよね。だから、それは当然あると思うんですけども、他市町でいうと、登録さえすれば利用料が無料になってというところがありますよね。それとの整合性とかいうか、そういうところにやっぱり合わせていったらどうですか。要するに文化協会に入っておられれば無料にするとか、加盟団体であれば。そういうふうな論議はなかったんですか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 文化協会加盟団体は半額に減免するという点に関しては、中央公民館を解体した折の代替案として定めたものでございます。当時、中央公民館を利用すると登録団体の方は無料でしたので、文化センターも同じように無料にするべきというご意見を議員各位からも頂戴したことがございますけれども、やはり一挙に無料というわけにはまいりませんので、半額と。しかも、文化協会に登録されている団体という条件をつけてやってきたというところでございます。

その折に、ほかの関係団体で無料で使えるところは無料で使えるようにということで、福祉関係団体の登録のあるところはやすらぎ荘なんかをお使いいただく中で対応してきたということがございます。

今後については、この本論とはちょっとずれて恐縮なんですけど、今後の公共施設のあり方の中で公民館機能の保持というお声もありますので、そういう全体的な議論の中ではまた考えていかなければならないと思いますが、現在の文化センターのそういうルールを決めてきた中での経過としては、私が今、申し上げましたような状況であるということについてはご理解賜りたいというふうに存じます。以上でございました。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） いや、この言うているように、今年の1月17日以降、こういう話が出たときにそんな話は出なかったんですかという話です。

○委員長（原田周一） 教育部長。

○教育部長（光嶋 隆） 当然、この委員さんの中に文化協会のメンバーの方もいらっしゃるのですが、当然、文化協会の方なので、経過についてはご存じですから、そういうことはおっしゃいませんでした。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） どっちにしても、ええほうに変えていくんやったらええねんけれども、やっぱりそういうような点で言えば住民にとって使いにくいという方向に変えていくというのは問題があると思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにご質問。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今、いろいろお話がありましたけれども、やっぱり、文教厚生常任委員会ということで定例会以外にも閉会中にも持っている中で、いろんなことをご相談いただきながら一緒に考えてきた中で、今回、なかなかそういう投げかけがなかった中でこういう提案がされたということに関して、すごく残念には思っています。今後やっぱり、いろいろ議論進めながらいろんなことをお互いやっていければなというふうに思っています。

今回の条例、また、その規則のことなんですが、やっぱり何しろちょっとあまりにも急というか、変わっていくところではやっぱりいろんな反応とかいろいろなものがあると思いますので、そういう方たちのお声を聞くとか、また、こういう意見が1月から出ていたというお話なので、やっぱりその中でもうちょっとこう、じゃ、これはこういうふうにしていこうという、そういう何か改善策ということは今までされなかったのはなぜかなと思うのが一つ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご意見いただいたのが当初予算の締め切り後でしたので、すぐさま議論することも不適當だろうと。まず、それと、年度途中でルールを変えるというのいかがなものかという意見もありましたので、新しい年度、当時はまだ出ていなかったもわかりませんが、31年度の次の年度からやってはどうかと。それは先ほどご指摘にもございましたが、年度変わってすぐにでもという、あったのではないかと。それは我々としても認識はしておりました。ただ、その原案をどのようにつくるかということについて時間がかかってしまって今日に至ったというのが正直なところでございます。これはもう重ね重ねでございますが、そういう事情があって遅れてしまいました。申し訳ございません。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） いろんな、文化センターの運営委員会であるとか社会体育施設運営委員会、いろいろ取り組んでいただいてご意見いただけることは本当に大事だと思いますし、その思いをしっかりと受け止めていかなければいけないという中でやっぱりち

よっと、変えていく中でももう少し、年齢のことも、今までなかった10割減免が5割になるということに関しても、ちょっとこう段階的にもう少し期間を持ってすることができないのかなと思っているんですが、そのあたりの対応はどうでしょうか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 我々の出し方として申し訳なかったという点についてはもう、先ほど来申し上げていることをごさいました。

ご意見を議会から頂戴する中で、一旦出てしまえばもう修正できないのではないかとこのもごもともかというふうに考えてございます。この中でこの条例案がどうなるかというのはまた後々のご判断かと思いますが、議会でのご判断を受けまして我々としては、いただいたご意見を真摯に受けとめて、プラスアルファのその内容、いわゆる激変緩和であるとかそういった内容の創設については、そういうチャンスをいただけるのであればそれはそれで対応していくべきというふうに考えておりますので、ご理解いただけますようお願いしたいと思います。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） ぜひそのようにお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにご質問。浅田委員。

○副委員長（浅田晃弘） 事前レクで話聞きまして、今、おっしゃっていましたがそのときに話ししていたんですけれども、そのときにキャンセルの回数とかいうことでお聞きしていたんですけれども、キャンセルの意思表示がないのでわからないということなんやけれども、やはりその担当職員が、自分たちが預かっている施設なりグラウンドなりそういうものを的確に使っているのか見に行くということもこれ、職務の一つやと僕は思うんです。ほんまに使うてはるのかな、そのキャンセルを探しに行くとかそうじゃなくて、本当に上手に使ってもらっているのか、そういうこともなかったのかいうのを私は残念に思います。そのことについてどう思われますか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 体育館職員が、正職員が2名、嘱託が1名、また、日によってはアルバイトも雇用しているわけですが、その中で、体育館、トレーニングセンター、グラウンドということで管理をさせていますので、おっしゃった、どこでどうなっているかということについての確認というのは、これは職員としての職務、責務であるというふうに考えてございます。

体育館ですと事務室がすぐ横にございますので、アリーナの使用はわざわざ確認に行

かなくてもすぐわかるという状況なんです、やはりグラウンドにつきましては、四六時中見ているわけにはちょっとまいりませんので、そういう意味で1日も何回か確認には行っているということは聞いてございます。

その中で、それが本大会なのか予備日なのかということで、予備日の場合も何もなかったら普通に使われているということの前提でやっぱり物を考えていますというのが職員として返してきましたので、そのことについては今、ご指摘いただきましたような、今後、そういう確認、使っておられないかおられるかということのチェックという意味ではなしに、全般的な施設管理ということも踏まえて確認作業を回数を増やすなりといったことの指導はしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 浅田副委員長。

○副委員長（浅田晃弘） そういうことも含めて、どのような状態になっているのか確認をぜひ行っていただきたいと思います。

それと次にですけれども、年齢的な条例の改正には、一定社会情勢からしたら65歳まで働くというような風潮になっていますので納得できる部分はあるんですが、その5割減免、5割に引き上げていただけるわけですけれども、その下のぶら下がっている規則のほうで65歳以上、そのパスポートについては言うてみたら廃止する、新たにその主催事業のみ5割で新しく事業をやっていくという内容やと思うんですけれども、その5割という根拠は何でしょうか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 5割の根拠は、先ほど清水課長が申しあげました学びのパスポート、高齢者応援のパスポート事業ができた折に、パスポートをお持ちの方がもう無料と、ただというのが売り文句でスタートいたしました。すぐさま、ただはいかんだらうという議論になって、2年後やったな、平成26年にそれをもう5割にされたというのがございましたので、今、パスポートをご利用の高齢者の方、ほとんどの場合、パスポートの提示をなさいますのは私どもの自主事業、その関係でご利用されている方がほとんどでございます。そういったこともございますので、やはりその5割というのが認識されているという考え方をもちましたので、それに合わせたいというのが事務方としての考え方でございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 浅田副委員長。

○副委員長（浅田晃弘） そういうことも含めまして、今までの提出されてからの期間、これが短いと私は思うています。そういうことも踏まえて、やはり審査を進めていく上

でいろいろなそのキャンセルしてはる人の方に事情も聞いてみたいなというようなこと
もありますし、団体さんはどのように考えてはるのか、実際ちょっと聞いてみたいなて
思う部分もあります。そういう意味では、審査を進めていくで、短期間でこれがいいよ
というわけには僕はいきません。私自身の中で。だから、そういう調査が必要であると、
そういう期間を持てる、議会用語で言うたら継続審査ですか、こちらのほうも視野に入
れながら考えてまいりたいなと思います。以上です。

○委員長（原田周一） では、ほかに。松本委員。

○委員（松本健治） 基本的なスタンスの問題は私、先ほど申し上げましたけれども、こ
の議会でも今年度2月9日に住民の皆さんと議会の懇談会を予定しています。そのテー
マが、高齢者に優しいまちづくりというテーマを一応、皆さんの、議員の皆さん方の意見
も聞く中でやろうというふうにしたんです。町のいろんなスローガンの中にもこういう
フレーズがございますし。ただ、子どもさんのもちろん、子育てに優しいまちづくりと
いうこともそうなんです、こういうフレーズ使っているというのはやっぱり今の少子
高齢化の中で非常に重要だなというテーマであります。高齢者の皆さんを、今までは子
どもどうのこうの言うことも当然出ていましたけれども、私は高齢化を、高齢者をどう
やってこの地域社会で見守っていくか、寄り添っていくかというのが大事なことやなと
いうふうに思っています。

それで、特にこれ、ご意見聞かれた方がどういう、細かいメンバーは私知りませんけ
れども、一番よく使われるのは、今、垣内委員がおっしゃっていましたが、グラ
ウンドゴルフの関係、随分やっぱりここ、生涯スポーツも奨励されている中でこれだけ
活況で高齢者がああいうものに参加をしていくということはなかったんじゃないかなと
いうふうに思うんですね。ある程度の年代の人ですよ。若い人はもちろんそういうスポ
ーツはあったでしょうけれども。これ先日、政府のあれで、中高年のひきこもりとい
うことで8050問題も出ていましたけれども、できるだけそういうある程度の年代の方、
80代の方も実際そういうグラウンドゴルフには出ておられます。で、年金生活者、厳
しい、そういう状況があります。

だから、私はこの辺がちょっと視点として問題やなと思ったんです、一番最初に。こ
ういうことについて、単にこのWHOの年齢根拠、それから他の状況含めてそうなん
でしょうけれども、いろんな議論されている中でそういう運営委員会の意見は取り入れら
れていますけれども、実際、グラウンドゴルフの役員のメンバーの皆さん方に、そうい
う、一つの例ですよ、お聞きになったのかどうか。

それから、本当にそういうことも連動させて、非常に高齢者に優しい取り組みをやろうとしている中で、一方でも全てがだめじゃないんですね、今回の提案も。そうじゃないんですけども、こういう中で出てくるというのは、これはちょっと逆行するかなというふうに思っています。だから、この辺が非常に大きな問題やなど。

今、他の議員からも、手を差し伸べるといいますかそういうような意見も、激変緩和措置やとかそういうのも出ていましたけれども、私は何かこういう性善説で物事をこう聞くんじゃなくて、何かそういう部分に意見を活用されてここの文面ができていような気がしてならんわけですよ。だから、やっぱり僕は言いましたように、高齢者に優しいまちづくりというのを根底にどう持っていくかというのを、この行政に問われていることですから、これを逆行すると私は思っています。この辺どうでしょう。なければいいですけども。副町長どうですか。

○委員長（原田周一） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 私のほうからご答弁申し上げていきたいというふうに思います。

本町も高齢者に優しいまちづくりということで今日まで進めてきているわけございまして、今も変わらぬ進め方をしているわけというふうには思っております。

そういった中、先ほど来意見もありますけれども、高齢者が60歳なのか65歳なのか、それはまた地域とかまたいろんなところによって若干温度差はある、これは十分に承知をしておりますし、また、そういった、例えばやすらぎ荘も60歳と、いろいろそれは異なるわけございましてけれども、逆に年金の支給受けられるのが段々上がってこられているという、そういう問題もあるわけございましてけれども、高齢者の皆さんがそうしたグラウンドまたは文化センターで生き生きと、そして健康で、そして利用いただく、これはもう基本だというふうに思っております。こういった条例等お願いしているわけございましてけれども、高齢者に優しいまちづくりには違いないと、このようにこういう町を目指していきたいと、これは同感でございますので、その点だけご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 今、副町長からもちょっとお答えいただきましたけれども、今回のこの条例改正の話については、今日残念ながらいろいろやりとりやってきましたけれども、基本的な部分がやっぱりちょっと認識が違うなという感じがしました。で、私さっき、最後に高齢者に優しいまちづくりについてどういう連関をしていくのかということをおっしゃっていただきましたけれども、やっぱりその辺も単にこういう仕組みだけの問題じ

やなくて、そういう部分がどう根底にあるかによってやっぱりこういう取り組みの内容というのは変わってくるというふうに思うんです。だから、その辺はやっぱりちょっと教育委員会としてもっと考えてほしいなというふうに思っております。

これ以上はやめておきます。

○委員長（原田周一） ほかに質疑ございませんですか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） やはりいろんな意見が出ましたが、当事者の団体、例えば、グラウンドゴルフ、非常に重要だという話出ていますが、じゃ、グラウンドゴルフ協会の役員さんはどう思っているのか、そういった、直接はこんなもの聞けないとしても、いろんな話し合いをする中で意見を吸収してもらおう。また、文化協会とかいろんな諸団体の意見を十分聞きながら、そして町内で十分調整を図りながら、最終これで行きたいというのが出てきているのであれば我々としても納得しやすいんですけども、その辺が非常に不足しているという部分がございますので、これは今日、私の意見としては賛成するに及ばないと思いますので、先ほどちらっと出ていますが、やはり継続審議ぐらいでもう少し中身を詰めていただいて審査していったらどうかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（原田周一） ほかにご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） なければ、採決に入る前に暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時43分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続いて会議を始めます。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうからお願いもお詫びも含んで、一言申し上げたいというふうに思います。

今日はこの文教厚生常任委員会の中で、教育部分については私、いつも出席はしていないんですけども、今日は委員長のお許しをいただきまして出席させていただきました。

と申しますのは、この宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例ということで、これは国の法律でもなく、宇治田原町の法律、いわゆる条例でございますので、非常に重要な案件というふうに認識をする中、お許しをいただいて出席させていただいたところでございますけれども、いろんな各委員のほうからご指摘、また、貴重な意見も踏まえていろいろとご指摘いただいたというような中、特

に一番、私も大変申し訳ないんですけども、1月17日にそんな話が出たにもかかわらず、1年近く、特に常任委員会の委員さんにそういった情報、また、状況、そういったまた議論の場というようなことが全くできてなかったということで、非常にこういった点については心からお詫びを申し上げたいというふうに思っております。

そうした中、今、いろんなお話を聞いていますとやはり、町と議会との信頼関係のもとで今日まで進めている中、この議案についても非常に重要なことというふうにも思っております。そういう中でいろんなご意見またはご指摘、そういった点については我々もしっかりと全員で反省していくべきところはしっかりと反省していかなければならないというふうに思っておりますし、また、横のつながりの連携の強化、こういったことも非常に重要だというふうに思っております。

そういう中、大変私のほうから厚かましいお話で大変申し訳ないのでございますけれども、今、委員長のほうからこの議案についての取り扱いということでお話しいただいたところでございますけれども、今、お聞きをしていると、なかなかご可決を賜れるような内容ではないと、このように私自身判断したところでございます。

つきましては、先ほども教育部長のほうから、またいろんな調査もしていきたいというようなことも申した経過も踏まえまして、できましたら、町のほうでもしっかりと調査する中、また、議員の皆さんといろんな議論を深めながら、またどういった形がいいかということも進めていく、そういう中におきまして、できましたら継続の方向で、そうしたら調査していただけるようお願いを申し上げて、私のほうからお願いの言葉と、また、お詫びの言葉にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時48分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

先ほど来、継続審査という意見も多々出ております。ここで皆さんの賛否を確認したいんですが、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手多数。よって議案第56号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについては、継続審査とすることに決しました。谷口議長。

○議長（谷口 整） ちょっと、委員長のお許しを得まして、オブザーバーの議長の立場で発言をさせてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（原田周一） はい。どうぞ。

○議長（谷口 整） 私、オブザーバーで出ておりますので、この議案の審査等には賛否の意思を表すこともできませんし、また、審査に加わる、また、意見を言うこともはばかっておりましたが、今、議案第56号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部改正条例が継続審査という扱いになりましたけれども、この間、委員さんそれぞれ異口同音に出ておりました内容で、2点課題というか問題があったというふうに思います。

まず、1点目ですね。これは手続論の話ですけれども、提案の仕方ですけれども、従来、議会と町の信頼関係において、予算とか国の制度改正を除く町独自の議案、制度改正等の議案については、従前の委員会でいわゆるにじみ出し、いろいろとこんなことを考えています、こうしたいということを協議、議論をして、それで次の機会に提案するというルールでやってきましたけれども、聞けば、1年以上前からいろいろと議題になっていた、内部的には議論されていたにもかかわらず、唐突に今回、提案されたわけですよね。この中でいきなり出されてもそんな十分な審査の期間がないということで継続になったんですけれども、この提案の仕方については非常に遺憾であるということを申し上げておきます。今後、これについては十分にまた改めていただいて、信頼関係の構築につなげていただきたいということを申し上げておきます。

次、2点目の改正案の中身ですけれども、これについても、従来無料であった対象年齢を60歳から65歳に引き上げるということで、確かに世の中の動き、年金についても65歳に引き上げられ、また、定年も65歳だとか定年70歳という議論もある中で、考え方については一定理解はできるものの、ただ、このような場合、一般論で言えば、年金もそうでしたけれども、やはり段階的激変緩和ですね、そういうようなことも繰り入れた条例を提案されるのが一般的やと思うんです。その提案の内容がここ、資料で丁寧に裏側に、追加資料の裏側に、運営委員会からの意見ということで丁寧に書いてもらっています。このあたりは教育委員会もほんまにその出てきた意見を受けて出されたんだと思うんですけれども、これも全く理由になっていないと思うんです。先ほど出ていましたように、キャンセルがあるんやったらキャンセル料をとるとかそういうようなことで対応できるはずですし、また、2回文化センター行くのがどうのこうのという議論もありましたけれども、これもそうだし。

もう1つ、文化協会に加盟するメリットが失われる、加盟団体がこのことによって減少する。これは文化協会内部の話でしょう。文化協会に入ろうが入るまいが、教育委員会の立場であればそれは等しくそれぞれその対象者に接していかないかんのに、1つの団体のメリットのためにこれを提案するって全くこんな、理由になっていないと思います。

そんなこともありますので、これ、非常に内容的にも乏しい内容だというその2点は皆さんが言われたとおりだと思います。だから今後、これ本来ならば否決されても仕方がない案件やと思うんです。今回、この議論聞いておれば、選択肢は2つしかなかった。否決か継続か。その中で否決されても仕方がないような内容の提案の仕方、また、中身で出してこられたんですけども、委員さんのご理解によって継続審査ということになりましたけれども、厳しい言い方をすれば内容は否決よりも厳しい内容だと、私はそう思っています。

ですので、今日は、提案者は町長ですので教育委員会が議論の中心になっておりますけれども、あえて副町長が出てこられてこの場でおられますので、改めて今日の意見を踏まえてもらって、提案内容の見直し、もしくは再提案等今後検討していただいて、この中身についてももう少し現実性のある内容に改めていくような方法を出してもらわないと、なかなかこのままで可決ということは難しいというふうに私は思っております。それがオブザーバーとして参加させていただいた私の、議長としての個人的な意見を話させていただきました。ありがとうございます。

○委員長（原田周一） 何かございますか。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、お許しをいただきまして、私のほうから一言申し上げたいというふうに思います。

まずはこの議案につきまして本当にいろいろなご意見をお聞きすると、なかなか可決どころか否決というような、非常に大きく受け止めておるわけでございますけれども、そういった中で継続で審議してやろうというようなことをいただきまして、心からお礼を申し上げたいというふうに思っております。

ただ、それだけに事の重大さは非常に認識しているところでございます。そういった中で今、議長さんからございましたけれども、やはり今日まで現議会と町との信頼関係、これをやっぱりしっかりつかみながら来ている、そういう重要な案件でもございましたわけですが、非常にそういった点について、本当にご迷惑かけて大変申し訳なかったと、今後はこういった議会と町との信頼関係をしっかりと構築できるように努めて

まいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、改正案の中身につきまして、また今後、閉会中の常任委員会等々でもいろんな角度からご議論いただきまして、本日いただきました貴重な意見をしっかりと反映できるようなことも踏まえてやっていきたいなというふうに思っておりますけれども、この議案についてはそれだけ非常に重要な議案でもございましたので、私どもも1つは却下という方法も考えながら、大きく受けとめて進めていきたいというふうに思っております。そういった中、そういった形に持っていただきまして本当に心からお礼を申し上げてお詫びの言葉にさせていただきたいと思ひます。今後とも皆さんどうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査とあわせて、以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって委員会報告を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、12月18日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月16日月曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

次に、日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

社会教育課所管について当局の説明を求めます。清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） それでは、蔵書点検結果及び図書館システムの更新ということで、お手元のA4、1枚ものの資料でご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、1つ目でございます。蔵書点検の結果でございますけれども、実施期間につきましては、令和元年、本年10月16日水曜日から25日金曜日までに行ったものでございます。また、不明本でございますけれども、図書資料のスキャン、また、突合処理、不明本調査など蔵書点検を行いました結果、貸し出し処理がなく所在が不明な本は9冊でございました。ちなみに、今までの常任委員会の中でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、平成30年度につきましては6冊、平成29年度につきましては12冊の不明本があったところでございます。

2つ目といたしまして、図書館システムの更新でございます。こちらにつきまして、

1つ目ですね、システムの更新につきましては、滞りなく更新が終了し、現在稼働をしているところでございます。現在のところ、トラブル等の発生はしておりません。

また、2つ目、システム更新に伴いまして、パソコン、スマートフォンで町立図書館のイベント情報や休館日案内、また、本が検索できるサービスを新たに開始したところでございます。現在、スマートフォンでの登録につきましては、99人の方が登録いただいているところでございます。ただし、この本の予約につきましては、貸し出しが可能かどうかの問い合わせには対応していないものでございます。

それともう1点、お子さんでありますとか高齢者、視覚不自由な方向けのサービスといたしまして、スマートスピーカーによりまして、イベント情報、休館日案内、資料検索サービスを実験的に開始しているところでございます。

続きまして、3番、本の通帳でございますが、12月13日金曜日、明日から、こちらの本の通帳でございますけれども新サービスといたしまして、本の通帳を希望者に無料で配布を予定をしております。この本の通帳は、利用者が現在借りている資料が図書館内に設置する機械で通帳に印字できるもので、読書の記録でありますとか読書意欲の向上を目指す目的で始めようとしているものでございます。

なお、自己の責任により紛失等をされた場合におきましては、再交付につきまして半年間のペナルティーを課しまして、安易な再発行でありますとか大事に使ってもらうということにも配慮をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。松本委員。

○委員（松本健治） この報告に関してでありますけれども、ちょっと1点だけお聞きしておきたいのは、今回の蔵書の点検の結果で9冊、30年は6冊、29年12冊、この件数というのは多いのか少ないのか。この辺はどうですか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 近隣の図書館では京都南部図書館協議会というようなものがございまして、そこで聞いている数字でお話をさせていただきますと、市でありますと数百冊から多いところだと1,000冊に近い数字が出ていると、また、町レベルでいきますと数十冊から数百冊と、近隣市町村ではそういった中で不明本が出ているという中におきましては、本町では非常に利用者のモラルでありますとか利用のほうがとてもよい状況なのかなということ、冊数につきましてははすごく多いというふうには考

えていないところでございます。以上です。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） すごく多いと考えていないんやけれども、多分非常に少ないというふうに思います。そういうふうに評価を、それは職員の皆さんにも伝えないと、日常の管理を、業務をされているわけですから、そういう評価をしてあげてほしいなと思います。

おっしゃったように、私調べたところによると桁が2つほど違う。それぐらいやっぱりあちこち多いわけですね。今年起こったああいう投棄事件があったわけですから、非常にきっちりと管理は、私、していただいているなということを申し上げたいなと思って聞いたら、課長がちょっと、多いとは思っていない、それはちょっと違うなど、そういう評価じゃないということを申し上げておきたい。次に。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） すみません。大変へりくだり過ぎまして、かえって変なことになって申し訳ないです。

これについては、ご指摘いただきましたように近隣の市町と比べましても割合的には少なからうと。これは前に図書館の件で松本委員からご質問いただきました折に、地元の顔の見える方が多いということがやっぱり要因として挙げられます。それと、自販機の交換に伴いまして防犯カメラも入り口に設置をいたしましたので、そのことがあるから控えようという方はないと思いますけれども、やはりそういう面で、対応がよそ様に比べるとできているのかなというふうに考えてございます。ちょっと補足をさせてもらいました。申し訳ございません。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） それはそれで結構です。

次に、図書館システムの更新なんですけれども、まだちょっと動き出したばかりということだと思います。それで、例えば管理の貸し出し、それから、戻ったということも含めて、前とは格段の内容だろうというふうに思います。非常に、いいシステムが導入されると。この辺についてはもっとPRをしていってほしいです。

私もちょっとこういう、スマホに図書館の、あれは会員とは言わんのかな、そういう登録させてもらって、99番でございました。もうちょっと遅かったらよかったな思ってたんけれども、もう間もなく100番ということで、徐々に増えてきております。

それと、スマートスピーカーについてはまだ実験的ということになってはいますけれど

も、もうちょっとこれからA Iのその機能も含めてちょっと慣らしていく必要があるかなというふうに思いました。自分のスマホで図書館の今の貸し出しの状況をこれからももう見られていくわけですから、非常にええことやなというふうに思いますので、ぜひこの辺のPRもお願いしたいというふうに思います。

それと、本の通帳も今、通帳お持ちですけれども、非常におもしろいなというふうに思います。特に子どもたち、これは紛失の問題というのはちょっと気を付けないけませんけれども、非常にそういうことで、履歴がずっと残っていきますので、どこまで読んで、途中で返している場合もありますから、前やったらちょっと忘れてしまいますので、非常にそのシステムはええことやなというふうに思います。これはちょっと私は、後半戦はほとんど褒めたような形ですが、ぜひもっとPRをしていってほしいなというふうに思います。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（松本健治） それで結構です。

○委員長（原田周一） 回答はよろしいですね。

○委員（松本健治） さっきとは逆の話ですから。

○委員長（原田周一） ほかにご質問。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今、お話しされました本の通帳、本当に導入いただけてうれしいなと思います。

機械はどこに置かれる形になるのでしょうか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 図書館内のカウンターの前に置きまして、最初は事業者さんとの立ち会いのもとにやっていただくということで、そのあたりで日程調整しましたところ、明日、ちょうど来ていただけるということで、明日からの運用開始という運びになったところでございます。以上です。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） ぜひ、先ほども松本委員からもありましたけれども、小学校とか中学校とかにもまた、ぜひ周知していただいて、たくさんの方が利用できるようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ほかに質疑はないということで、これにて社会教育課所管について

の質疑を終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 当局のほうから何か。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手願います。ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 当局のほうから何かございませんですか。事務局、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は付託議案3件なんですが、継続審査、これがうち1件ということで、審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことをお礼申し上げます。また、当局におかれましても詳細な説明、資料作成等、ご苦労さまでございました。

第3四半期も終盤に差しかかり、残すところ3カ月になろうとしています。

また、委員会所管に係ります重要事項の懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

1月の閉会中の委員会においては第4四半期の執行状況の報告を願う予定としています。1月21日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時12分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 原 田 周 一